



Title	擬似公共性の陥穽 : あるアンケート調査にみる非リベラルなエゴイスト
Author(s)	高橋, 道子
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集, 5, 17-28
Issue Date	2009-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38211
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_p17-28.pdf



擬似公共性の陥穽

— あるアンケート調査にみる非リベラルなエゴイスト —

高橋 道子

国際広報メディア専攻 博士後期課程

kim1210@imc.hokudai.ac.jp

はじめに

「反対の意見のみで賛成の声はひとつもあがりませんでした」これは、平成 15 年 12 月 3 日付けで「スウェーデンヒルズの自然を考える会」が町長に提出した要望書の一部である。この発端は、11 月 30 日に当別町¹が行った「(仮称) 展望公園整備計画」に対する住民説明会であった。当別町はスウェーデンヒルズ²に隣接した土地を国から取得し、立地を生かして展望公園として整備する計画を推し進めており、展望台を設置した地上 3 階、地下 1 階の建物が計画の中核に据えられていた。説明会当日に、初めてそのような整備計画の全貌を知った住民は強く反発し、町と議会に対して住民の一部が要望書を提出したのであった。

後日、要望書に書かれたこの一文が、町や賛成派、すなわち対立する陣営をいたずらに挑発し、物議を醸すこととなった。なぜなら、この要望書を作成した彼/彼女が、当時の説明会場に賛成派が少なからずいたことを知らなかったわけではなかったはずであるのに、そうした声なき他者の存在を無視してしまったからだ。

しかしながら、声なき他者を配慮しなかったからといって、なぜこの一文が問題なのだろうか。上記の展望公園整備計画は、自然が破壊されるという環境問題と、手続き的な民主主義において瑕疵があるという 2 つの点が、要望書を提出する契機となっていたが、環境や民主主義というようなそれ自体が直感的には否定することを拒む道義的概念を含意しているため、井上達夫に倣えば、「仲間みんなの利益」から端緒した集団の利益、つまり地域エゴイズムかもしれない事象であるにもかかわらず、住民は、あたかも地域の公共性にかかわる事象であるかのような錯覚に陥ってしまったのではないか。井上はこのような錯覚を擬似公共性³と呼ぶ。

当初、上記の要望書を提出したのはアソシエーション的に連帯した私的な団体であったが、その後、紆余曲折を経て、私的な問題から町内会全体の意思形成、合意形成が求められる公の問題へと発展した。というのは、当別町が、スウェーデンヒルズ町内会（以下ヒルズ町内会と略す）に対して、展望公園についての意見をヒルズ町内会でまとめるように要請したからである。そうした事態は、すなわち、私的な問題から、ヒルズ町内会における公共性の問題へと転換を迫られる契機となったのであった。

私的な要望書に書かれた冒頭の一文は、その後ヒルズ町内会が公式な文書を作成する際に、載せる、載せないでひと悶着あったが、削除されることはなかった。環境がイデオロギーの装置と化すと、私的な利害である擬似公共性のレトリックが、声なき他者を無視してしまうのである。それでは、擬似公共性の罠にはまらないためにも、公共性と擬似公共性の分岐点はどこにあるのだろうか。本稿は、この問いに答えるべく、ひとつの方法論としてリベラリズムを援用する。「何が公共性か」を

問う井上のリベラリズム論に内包される公共性、そして、「リベラルな主体」が現代社会に適っていると論じている北田暁大の研究に依拠し、ヒルズ町内会が上記の展望公園問題に関わる中で行ったアンケート調査をリベラリズムの視座から分析することで、擬似公共性の陥穽から脱却し、公共性へと連関する可能性と現実との乖離、そして課題を論考するものである。

1. 町内会の公共性

1. 1 現代社会の町内会

まず始めに、現代社会における町内会の実態を確認する作業から進めたい。町内会といえば、全国津々浦々あるありふれた地域住民組織である。行政システム（地方自治体）の末端組織に位置づけられる客体であり、また同時に、そうした基礎付けの位置価が町内会の唯一の地域代表性を担保している。他方、地域住民の主體的なアソシエーションの一面もあり、町内会の二重性は、ゲシュタルト心理学の「ルビンの壺」が見る側の視点によって図と地が入れ替わるように、町内会の主客は反転可能である。

そして、町内会が、唯一の地域代表性を標榜することを論拠に挙げ、町内会が公的な組織であるか否かについて論じている研究もある⁴。(多田 2004) 他方、吉原直樹は、町内会の歴史的な系譜、町内会論争を踏まえた上で、町内会の公共性を、何らかの領域性すなわち「場所に根ざす」共同性から発展させて論じている。

ここでいう〈公共性〉は、ローカルな資源の管理からはじまり、ある種の領域性をともないながらさまざまな「生活の共同」関係をきりむすび、そのことを介していろいろな取り決めをおこなう「共的な自治」(＝ガヴァナンス)＝「公的」業務の枠組のようなものである⁵。

町内会の公共性が、行政の末端組織として賦与された公共性であるのか、あるいは吉原の論にみる自治に通じる枠組としての公共性であるか否かは別として、町内会が一定の公共性を包摂しているという事実は認められているのだとすれば、町内会の公共性の位置価を現代という座標軸上で同定するために、次に、町内会と行政の関係性の変容を辿ってみよう。

1. 2 町内会の公共性の位置価－マジック・ミラー現象から協働へ－

町内会の公共性は、少なからず政治的影響力を内面化していると言えるだろう。つまり、内部に対しては、意思決定・合意形成という脈絡で、また外部に対しては、地域代表性を賦与された町内会が行政システムに連関しているという事実から、町内会が政治的影響力を行使する機会があることは明らかである。

越智昇は、かつての町内会と行政の関係性を「マジック・ミラー現象」と呼んでいる。

住民側からは世話役たちの町内活動の内側だけしかみえず、町内会という組織が丸ごと外部の影響により変質され利用され、したがって外部からの管理意図がその生活のなかに町内会の活動をとおして巧妙に浸透してくることに気がつかない。あたかもマジック・ミラーになっているのである⁶。

地域のことはその地域の町内会長と秘密裏に相談することで、行政側と一部の町内会の人間が調整し合う「マジック・ミラー現象」で支障がなかったのは、右肩上がりの高度経済成長を持続していた時代の話である。

現代社会では、国家が独占していた公共性が市民に開かれたものとして民主化された結果として、こうした「マジック・ミラー現象」とは対極に位置する手続き的民主主義から要請される住民との協働（partnership）、すなわち「住民参加」が不可欠の時代である。かつて町内会の住民と行政を隔絶していたマジック・ミラーが取り払われ、市民が市町村レベルの政策（マスタープランなど）の策定に際して、意見表明・意思形成の機会を設けることが必要条件となっている。

しかしながら、こうした変化を肯定的な側面だけで捉えることは危険である。というのは、かかる住民参加は、悪くすれば単なるお飾りの御題目となるばかりか、行政側にとっては、期待されるパターンリズムを発揮できず脆弱化していることを看過してしまうことに格好な論拠を与えてしまい兼ねないのである。そして、もっと悪くすれば、市民が決定の責任を負わされること、すなわちアリバイ作りに利用されることも懸念される。

また、住民参加についてはその有用性と実態との乖離が指摘されているが、市民参加が形式的参加を超え、政治的に意味ある市民参加となるには時間がかかるようである⁷。

以上のように、行政との関係は、「マジック・ミラー現象」から市民参加に様変わりした感があるが、現実問題として、市民参加を推進すべく委員を公募したり、パブリック・コメントを募集しても期待通り集まらないことも多い。そうした場合、行政は町内会に頼らざるを得ない状況になることも少なくない。そうなれば、かつてのマジック・ミラーが別な形に置き換わっただけに過ぎないのではないか。

もちろん、このような問題は、単に行政側だけに責任を押し付ける訳にはいれないが、地域代表性を賦与された町内会の公共性は、形骸化するどころか、市民参加の制度化によりますます有効な手段として活用されているのだとしたら、町内会における公共性は、擬似公共性から脱却した真正の意味における公共性が要請されているのではないだろうか。次節では、公共性が含意する間主観的なコミュニケーションについて論を進めよう。

2. 公共性論

2. 1 量的公共性と質的公共性

間宮陽一は国家と同義の公共性の他に、二つの公共性概念を論じている。一つは、私的利害の総和である個人主義における「量的公共性」、そしてもう一つは、個人の外にある伝統や慣習などからなる共通善のような「質的公共性」で、それぞれ二つの概念は、前者は（新）自由主義のものであり、後者は共同体主義の概念であるという。そして、「公共性に独自の存在理由を与えるために」そのような個人の内と外にある世界を分裂させるのではなく、両者の交わる部分こそが公共性の独自の世界であり、公共性を外部世界に帰属させると、「公共性の問題は、公共性をいかにして個人に教化するかという倫理や道徳の問題に帰着することになる。」という⁸。

間宮は量的公共性と質的公共性をそれぞれ新自由主義と共同体主義に弁別したことが、返ってこの二つの公共性概念の距離を隔ててしまったのではないだろうか。間宮も指摘するように、両者の交わる領域があるとして、それを共同体主義的な側

面に収斂させ、公共性を倫理と道德の問題に帰結させるのは、少々乱暴な気がする。

むしろ、2つの公共性の差異化を新自由主義と共同体主義という2つの思想に依拠して論じるより、この2つの公共性を架橋できるのは、2つの思想潮流の真ん中に位置するJ・ハーバーマスの規範理論であり、その有用性が先鋭化されるのではないだろうか。ハーバーマスによれば、リベラル派とコミュニタリアンが繰り広げる「正義」と「善」の論争は、彼の中間的立場では興味の対象にならないのである。

討議倫理は、「リベラル派」と、自由、道德、法といったカント的伝統から出てくる義務論的理解をともに分かちもつ限り、そしてまた、「コミュニタリアン」と、個体は社会化されたものだとするヘーゲルの伝統から生まれてくる間主観的理解をともに分かち持つ限り、この討議理論は、その両者の中間的位置を取っている⁹。

ハーバーマスは2つの思想との親和性を保ちながら、独自の規範理論を展開しているが、次項では、ハーバーマスの定式化した公共圏概念と、その後語用論的に展開する行為理論の道程を辿ることしよう。

2. 2 ハーバーマスの行為理論と公共性

ハーバーマスが理念化する公共圏とは、自律性、公開性、平等性を与件として成立する了解に志向したコミュニケーション的行為が遂行されるコミュニケーションのためのネットワーク空間である。したがって、ハーバーマスの脈絡に沿えば、公共性は彼の主張するコミュニケーション的行為理論で分析が可能になる。

コミュニケーション的行為は、たんなる了解過程にすぎないのではなく、行為者たちは、世界のあるものについて了解しあうことを通じて、社会的集団への帰属性とともに自己同一性を形成し、確認し、更新するような相互行為に、同時に参加している¹⁰。

言い換えれば、ハーバーマスのコミュニケーション的行為は、生活世界¹¹の社会的構成要素¹²との内的な連関を有し、その媒体は日常言語である。ハーバーマスによれば、「日常言語とは、生活世界が再生産されるための了解志向型行為の媒体である。」という¹³。本稿の冒頭の一文「反対の意見のみで賛成の声はひとつもあがりませんでした。」を、ハーバーマスのコミュニケーション的合理性を担保する語用論的な分析を援用すれば、賛成意見の表明がないことを、この命題が真であることの証左であると言わんとしているようであるが、そのような彼/彼女の解釈は自己欺瞞でありかつ戦略的で、彼/彼女の主観的世界における誠実性の妥当要請には応えていない。したがって、ハーバーマスに倣って言えば、行為調整のメカニズムとしてのコミュニケーション的合理性を要請する了解に志向したコミュニケーション的行為の類型に含めることはできず、戦略的コミュニケーション行為の類型に含まれることになるのである。

ハーバーマスは、「互いに相手を客観的世界の存在者として相互に観察しあう成果志向型態度を取る行為者」からコミュニケーション的行為者を区別し、了解に定位した行為モデルから出発する行為者（主体）の問題へと発展させている。ハーバ

ーマスのいうコミュニケーション的行為が遂行される間主観的に共有された空間においては、語用論的に要請される発語内的義務¹⁴に従うことで形成される「間人格的諸関係が不可欠」であるという。そして、「コミュニケーション的自由の相互承認をも糧とするあらゆる出会い」が「言語的に構築される公共空間」では原理的には開かれているという。

したがって、ハーバーマスの主張する公共圏が、了解に志向したコミュニケーション的行為者によって言語的に構築されるコミュニケーション空間であるのなら、コミュニケーション的行為者間の「コミュニケーション的自由の相互承認」を含意することになる。

コミュニケーション的行為においては、話し手と聞き手はそのパースペクティブの交換可能性を織り込んでいる。話し手と聞き手の双方はコミュニケーションを行うという立場で間人格的な関係を結んでいるのであるから、彼らは、自分たちの行為を妥当性要求に定位することのできる帰責能力のある主体として、互いに対称的に承認しあっていなければならない。その上、生活世界上の規範的なコンテクストにおいても、彼らの行動期待は相互に組み合わせられたままである。このようにして、コミュニケーション的行為の必然的前提は、道徳的核心を含む、すなわち強制なき相互主体性という理念を含む、了解可能なインフラストラクチャーを形成するのである¹⁵。

前述のように、ハーバーマスはリベラリズムとコミュニタリアニズムの中間に位置しており、そうした立ち位置を可能にらしめているのは、生活世界との内的連関を前提とした行為理論を展開させるからである。他方、上記引用にある「パースペクティブの交換可能性」とは、まさしく、リベラリズムが主張するところの「等しきものは等しく」という正義の問題に置き換えることができる。また、ハーバーマス自身も「善よりも義務論的理解に基づく正義の優位性」を擁護する立場を表明しているように、正義をコミュニケーション的行為を遂行する主体の問題として還元することによって、コミュニケーションのネットワーク空間である公共圏の位相に、リベラリズム（正義）概念に通じる地平が立ち現れてくるのである。

3. リベラリズム

3. 1 正義（リベラリズム）概念からみる公共性

井上は「逞しきリベラリズム」を標榜する立場から公共性について論及するが、公共性を論じる際に、「何が公共性か」を「何の公共性か」という発問で提起できる¹⁶とした上で、公共性論を4つのモデルで整理する。第一に、公私の領域の区別であるとする「領域的公共性論」、第二に、公共性を社会的責任を引き受けて遂行する主体の倫理的・政治的問題とする「主体的公共性論」、第三に、民主主義的な、政治的意思決定過程を指す「手続き的公共性論」、そして最後に、井上は「理由基底の公共性論」を挙げ、リベラリズムの公共性理解の真髄をなすものとして擁護する。

井上は、1から3のそれぞれの公共性論は「理由基底の公共性論」へと止揚されることが可能であると主張する。例えば、「我々みんなの利益」に献身する「公民的徳」を発揮していると自己理解しているような我々の集団が「擬似公共性」の罠にはまってしまうのは、自己の献身が公共性を持つという前提が、実際、我々以外の

他者の存在を排除してしまう可能性を看過するからであると論じる。井上によればこうした「擬似公共性」から脱却するためには、「主体的公共性論」が「独善性・自己中心性を超えた公共性の規律を自らに課すならば、理由基底の公共性論へと発展的に解消する」というのである。

公共性概念における理由の基底性を主張する井上は、公共的理由の公共性を救出するために、普遍主義的な原理に公共的理由の規制理念としての正義を要請する。井上は、「等しきものは等しく」という古典的定式化に表現された正義理念を、単なる規則化・類型化の要請と見なすのは誤解であり、正義の核心は、「単なる類型化要請を超えた普遍主義的要請、すなわち、自己と他者との個体的同一性に依拠した差別の排除の要請」であるという¹⁷。

そこで、井上は、「正義を具体化する基準の定式から特定個人や個別団体の指示語を排除すること（定式の普遍化）」だけでなく、「かかる基準の正当化理由が自己と他者の普遍化不可能な差別に依拠しないものであること（正当化の普遍化）」、すなわち「正義理念は自他の立場の反転可能性（reversibility）の要請である」と主張する。

我々が自己の他者に対する要求を正当化するために援用する理由が、自己の信条体系に自閉した特異理由を超えた公共的理由と言えるか否かの試金石は、普遍化不可能な自他の差別を剔抉するこの反転可能性テストである¹⁸。

井上は、反転可能性テストに合格するような自己と他者双方の視点から理解可能で、受容できる「公共的理由(public reasons)」によって、正当化可能であることを正義は要請し、「この公共的正当化要請を含意する点で、普遍主義的正義理念は公共性を内包している」という¹⁹。

井上が擁護する理由基底の公共性は、反転可能性テストというフィルターにかけられることで、擬似公共性から普遍的な公共性へと転換を図ることができる。さらに、井上は、公共性を二つのレベル、「一階の公共性」と「二階の公共性」とに識別する。前者が対立競合する複数の公共的理由の比較査定であり、後者は「一階の公共性」の政治決定の公共的な「正統性」の要請である。「二階の公共性」とは、「自己の正義概念に照らして不当とされる政治的決定がそれにも拘らず『正統性』をもつことの可能性根拠の問題である」という²⁰。

「一階の公共性」とは、ナンシー・フレイザーの多元的公共圏と重ね合わせる事が可能であり町内会の公共性もこの類型に含まれだろう。井上は、公共性を2つの位相で捉えるが、筆者は、その必然性に疑問を呈する。なぜなら、多元的公共圏が「一階の公共性」と同義であるならば、普遍的な公共性、井上の言葉でいう「二階の公共性」への公共的コミュニケーションの経路はすでに開かれているのではないかと考えるからだ。しかしながら、その点はさておき、「一階の公共性」は決して擬似公共性ではないことだけは確かであり、筆者は、井上のリベラリズム（正義）概念から公共性を分析する有用性を足がかりとして、次項では、北田の主張するリベラルな主体の問題に駒を進めよう。

3. 2 リベラルな主体

北田は、「なぜ人を殺してはならないのか」、「なぜ道徳的にあらねばならないのか」あるいは、「なぜ他者を尊重しなければならないのか」という問いを発する他者への回答を論理立てて検証することで、現代社会の中に「リベラルな主体」の居場所を見出そうとする²¹。

北田は、選択可能な他者を「制度の他者」、「規範の他者」（フリーライダー）、「非リベラルなエゴイスト」、「リベラルなエゴイスト」（リベラルな主体）の4類型に分類する。次に、そうした他者の存在理由を一つ一つ突き崩す作業を行い、最後にやっと「リベラルな主体」の相貌が見えてくるという論法をとる。

まず、北田は、制度そのものの外に身を置こうとする「制度の他者」への説得から始める。「制度の他者」を自己利益につき動かされる「規範の他者」にまで下降させ、制度盲の彼/女に道徳制度が存在することを理解させようと働きかけようとするのであるが、真正の「制度の他者」は、自他に対して、「なぜ他者を尊重しなければならないのか」という問いを発することはありそうもない、例えば火星人と同じであるのだから、真性の「制度の他者」は、交渉相手のリストから除外される。したがって、交渉相手に残ったのは、いわば仮性の「制度の他者」である。

次に、説得に入ろうとする北田は、「提示されるいかなる解答も、つねに誤解された問いに対する正解でしかありえない」という「問いの伝達不可能性」に直面する。つまり、「なぜ他者を尊重しなければならないのか」という問いが解答を得ようとすると、必然的に「なぜ我々は他者を尊重すべきか」、あるいは「一般に人が他者を尊重するのはわかるが、しかしなぜコノ私が尊重しなくてはならないのか」という2通りの問いに変容せざるを得ないのであるという。

そこで、われわれの交渉相手は、必然的に変質した2通りの問いのどちらが選ぶのであろうか。北田は、後者であると主張する。後者を選択したことによって、「制度の他者」は、第二段階の「規範の他者」＝フリーライダーへと自ら駒を進めることになる。なぜなら、「一般に人は制度に従うべき」を認めたとて、固執すべき自己利益と欲求を持ち、その自己利益の最大化・欲求の充足を阻む道徳的制度に、なぜ「コノ私」が従わなければならないのかという理由を問うているからだ。

次に、「規範の他者」の弱点である現在中心主義の不合理性、つまり、時間軸を導入する合理性を、ロールズの正義論を引いて説明する。北田によると、「『無知のヴェール』を被せられ、あらゆる社会的属性を剥奪されたロールズの自然人たちがはじめから未来の自分の状態を気にかける存在として想定されていた」というのである²²。

「規範の他者」が未来を配慮することは、他者への配慮と同義であるという。なぜなら、例えば、歯の治療で考えると、未来の歯の痛みを、現在の私は経験することはできないのであるが、未来の痛みを考えて、今歯を治療する行為は、未来の自分のための配慮であり、未来の自分とは、今の自分として経験できないという理由で、他者と同じであるというのである。この時点で、すでに「規範の他者」（フリーライダー）は、長期的視点を獲得する「エゴイスト」に首尾よく変容してしまったのである。

最終段階として、北田は非リベラルな「エゴイスト」の存在が不可能であることを明示することで、背理法的に「《エゴイスト》＝《リベラル》」を論証しようとする。まず、北田は、「リベラルな主体」を次のように定義づける。

《リベラル》な主体とは、何らかの形で特定化される行為者の権利を自分ばかりではなく他人にも等しく認め、その権利の保護のために自ら「力」の行使の制限を受け入れるような主体、いわば自他の対称性を承認する主体である²³。

他方、非リベラルな「エゴイスト」は、「長期的視点を採用しても、自他の絶対的差異にもとづく、自他の非対称性は堅持されうる」と主張する。これは時間中立的態度と自他の非対称性を同時に持つことが整合的であるという前提に立っている。「こうした時間中立的態度を取る《エゴイスト》は、利益の享受主体である自己を、過去/現在/未来の自己へと分裂させ、それぞれにおける利益を比較考量するような存在である」が、それは単に、「自己の未来の利益への配慮と他者の利益への配慮とが、何か絶対的に異質なものではなく、いうなれば、相対的な好みの問題にすぎない」という。つまり、現在の自己にとって、未来の自己と目の前の他者は、自己ではないという点では変わりはないのである。

かくして、現在を相対化する《エゴイスト》は、自他の絶対的差異を喧伝することを止め、自他の差異が相対的なものにすぎないこと、つまり自他は比較可能性・対称性を持つことを認めざるをえないように思われる²⁴。

北田は、いかなる前提、すなわち、道徳的、形而上学的、理性主義的、自然主義的、そして時間中立的なものを括弧に入れることからはじめ、背理法的に居場所を発見することができたのが、「リベラルな主体」であった。北田の「制度の他者」が「規範の他者」へと変容する過程の論拠には疑問も残るが、非リベラルとリベラルのメルクマールとしての、「自他の対称性の承認」は説得力がある。

以上のように、2つのリベラリズム論から、それぞれ本稿にとって有用な視座を抽出することができた。井上の正義概念が要請する公共性における「自他の反転可能性」と「リベラルな主体」が要請する「自他の対称性の承認」である。

ハーバーマスが主張する公共圏（性）が了解に志向したコミュニケーション的合理性を求めるコミュニケーションのネットワークであり、話し手と聞き手、つまり自己と他者のパースペクティブが交換可能であるということは、北田の「自他の対称性の承認」を含意し、また、そのような公共性は「自他の反転可能性テスト」というフィルターにかけられることで正当性を担保されるのであると言える。

そうだとしたら、擬似公共性と公共性を分岐するメルクマールとして、「自他の対称性の承認」と「自他の反転可能性テスト」を挙げることができよう。

次節では、「自他の対称性の承認」を前提とした「自他の反転可能性テスト」がいかに受け入れ難いものなのか、その結果、人は、そうとは気づかずに、いとも簡単に「擬似公共性」の罠に陥ってしまうのか、を先のヒルズ町内会のアンケートで実証的に検証する。

4. スウェーデンヒルズ町内会アンケートに見る思考実験

前述のように、ヒルズ町内会は、スウェーデンヒルズに隣接する町が取得した土地に当初予定された（仮称）展望公園整備計画の住民説明会において、手続き的民主主義が担保されていないということを理由に挙げ、この計画を一時中断し、再度

説明会を開き住民との意思疎通を図るように求めた。11月30日の説明会后に有志が「要望書」を提出したことも大きな波紋となり、想定外の抵抗に驚いた町側は翌年の1月に再度住民説明会を開催した。その席上で、町長は、ヒルズの意見を一つにまとめて町に提出するように町内会に要請し、町内会側もこれを了承した形で説明会は終了した。

ヒルズの意見をまとめるにあたって、町内会では「(仮称)展望公園検討委員会」(以下検討委員会と略す)を発足させ、町内会役員と公募による委員で組織された検討委員会では、住民の意見を集約する方法として、アンケート調査を実施した。本稿では、そのアンケート調査を分析対象²⁵とするが、筆者は、検討委員会をまとめる事務局として本件に関わった経緯があるため、参与観察者としての視点も生かせるものとする。

検討委員会では、アンケートを作成するにあたり、6回に及ぶ会議を開いた。検討委員会の全員が展望公園整備計画には反対であったが、アンケート調査は、広く住民の意見を聴取することを目的とするため、いかに中立性(正義)を担保するかという問題をクリアーすることが不可避であった。そうした前提で、アンケートの協議に入ったのだが、具体的アンケート項目を抽出する段階になって、委員の間では、アンケートの中立性を巡って意見の対立が顕在化してきた。

検討委員会の中には強硬派も存在し、断固反対を表明して活動すべきであるという地域エゴイズムを貫徹しようとする委員もいた。そのような意見には、説得に努めたが、最後まで、聞き入れてはもらえない委員もいた。このような地域の公共性問題に積極的に関わろうという主体は、「制度の他者」でも「規範の他者(フリーライダー)」でもなく、他者の対称性を認めない非リベラルなエゴイストになる。なぜなら、多くの住民が公園計画に反対であるのだからという理由を挙げ、「我々みんなの利益」に献身するという自己理解による「擬似公共性」の畏に、そうとは知らずに嵌っているのである。

また、賛否を問うことにより、結果的には、反対するためにだけに終始するような恣意的なアンケートでは、多くの反対派住民の意思を表明するという自己満足は得られるかもしれないが、すでに、予定地は都市公園の区域設定が町議会で議決されていたという事実から判断すれば、整備の内容は別として、町側が議会の決定を覆してまで、公園整備を断念するとは考えられなかった。そうした懸念に加えて、アンケートの公平性(正義)をどう担保するのかという課題も解決しなければならなかった。

そこで、通常のアンケート方式とは異なる形式を採用することとした。言わば両論併記のようなアンケートであり、前節で述べたメルクマールで分析するならば、思考実験としての普遍的正義概念の試金石となる「反転可能性テスト」のような類のものであり、「リベラルな主体」であるための「自他の対称性の承認」を実践する作業でもあったと言える。アンケートは以下ようになった。

問1 あなたは公園の整備が必要だと考えますか。

問2 これからの質問は、以下の2つの異なるタイプの公園が整備される事を想定して作成してあります。

1. 建物を園内に配置した公園(以下「建物のある公園」という)
2. 建物を園内に配置しない公園(以下「建物のない公園」という)

その後、それぞれの公園について、設問を設定したが、建物に関する以外の設問は

共通であった。

このような仮想設問による思考実験的なアンケート方式を採用したところ、こちらの意図を誤解して受け取った住民は、少なくともなかった。このような設問があること自体が、「賛成の理由ばかり並ぶのはなぜか、建設への同意が複線になっている」、「反対派には全く意味のないアンケートである」、「公園には反対であるから質問には答えない」、「最初から公園ありきの発想である」、「問1で不要と答えたので、問2以降は答えない」など、思考実験としての反転可能性テストには根強い反発があった。井上によれば、反転可能性テストは、単に立場を逆転させるだけでなく、自分の思考を一端括弧に入れて、他者の立場に身を転じるテストであるが、そうした思考実験には参加を拒む住民もいたことは明らかな事実であった。

しかしながら、このアンケートの両論併記的な方途は、公園賛成派の意見も公平に拾い上げることと、公園整備を白紙撤回できない可能性の方が大であるのなら、公園はいらないと考えている住民が思考実験的に問2以降の設問に答えることで、公園をどの程度まで許容できるのかという妥協点を探ることを含意していた。

このアンケートに垣間見られる「擬似公共性」の罍に嵌った非リベラルなエゴイストは、公園問題の是非で考えると、皆、反対派の住民である。二項対立的な図式で捉えると、同じ仲間であるということだ。しかしながら、その仲間内で、方法論における意見の相違が際立ったのも事実である。そうした紛争の背景には、公共性に近くて遠い「擬似公共性」が我々の前に大きく立ちはだかっていたのではないか。

反発が少なからずあったが、このアンケート方法は、ヒルズ町内会が中立性（正義）を担保するためには、他者への配慮が不可避であったことから選択した方法であり、結果的には地域エゴイズムとしての擬似公共性の罍に嵌ることを自ら阻止することできたのだ。また、その後、紆余曲折を経て、かかる公園問題は、当時は誰も（ヒルズ町内会、他の公園賛成派の町内会、当別町）も想定していなかった新たな局面へと展開していくことになるのだが、今こうして振り返って見ると、中立性を保持したいという強い意思は、井上の言葉を借りるなら、「公共性への意思」として、真正の意味における普遍的な公共性へと変容を可能にするベクトルを内面化し、多元的公共圏としての自己言及性を獲得して行く過程であったのではないだろうか。

おわりに

本稿では、「擬似公共性」をハーバーマスとリベラリズムを援用して論じたが、「擬似公共性」の陥穽とは、公共性の可謬性であり、すなわち「何が公共性か」という問いに還元される。井上は、普遍主義的正義理念は自己を他者の眼差しに曝すことによって、自己を絶えず批判的に問い直す個人によってのみ貫徹され、かかる正義理念こそ公共性を包摂するのであるという。

われわれの道徳的な直感が、擬似公共性の陥穽に嵌ることなく、公共性へと通じるコミュニケーションの経路を発見するためには、「リベラルな主体」により、「自他の反転可能性テスト」というフィルターを通ることが不可避であると言える。

そして、公共性をリベラリズムの視座から分析するとハーバーマスの主張する「公共圏」と親和性が高いことが明らかとなったが、責任論という難問が残っている。本稿の冒頭の「反対の意見のみで賛成の声はひとつもあがりませんでした」は、北田を援用すれば、「強い責任論」²⁶を主張している。強い責任論では「声なき声」

²⁷は、声を発しなかった主体の責任に還元されてしまうのである。このような「強い責任論」は確かに責任のインフレーションの収束に一つの方向性を与えることが可能である。しかしながら、多元化、複合化する現代社会を生きる我々にとって、リベラルな主体という選択肢が一つの方向性を見出すことが可能であるならば、リベラリズムから考える「他者の尊重」「他者への眼差し」の他者とは、「強い責任論」で言えば排除されても仕方がない「声なき声」の他者をも包摂するのではないだろうか。

リベラルな主体が、リベラルな主体であり続けるためには、絶えず未来や過去の自己をも含む他者への眼差し、すなわち他者の声に耳を傾けるというコミュニケーション行為を前提にしている。また、ハーバーマスの語用論を援用するコミュニケーション的行為の理論を、責任のインフレーションの問題で考えると、了解に志向した行為を遂行するためには、話し手は、それぞれの位相における妥当性（弱い責任論）を引き受けることで成り立っている。

かかる責任論、すなわち、責任をどこで収束させるのかという問いは、公共性の問題でも議論されるべき課題である。というのは、ハーバーマスの主張する公共性とはコミュニケーションのネットワーク空間であるため、そこでのコミュニケーション権力は影響力を行使することだけに限定され、責任を免除されているからだ。なぜなら公共圏における意見表明、意思決定が、「強い責任論」を引き受けなければならないとしたら、コミュニケーションがダイナミズムを失ってしまう可能性もあるからだ。

責任のインフレーションの問題は残されたままである。リベラルな主体と公共性という2つの異なる位相において、責任のインフレーションを収束させることが可能であるのだろうか。今後の課題とする。

【註】

- 1 当別町は札幌市北区と隣接する人口約2万人の農業を基幹産業とする町である。
- 2 スウェーデンヒルズは当別町の小高い丘を開発して造成された住宅地であり、周囲の自然と溶け込むようにベニガラ色のスウェーデン風住宅が点在している。さながら、北欧を思わせる風情に魅せられて、本州から転居する住民も少なくない。また、札幌市の中心部まで車で約40分という利便性から、札幌市への通勤・通学圏でもある。
- 3 「その集団の個々のメンバーにとっては、それは私益を超える公共性をもつように見える。私はそれを擬似公共性と呼んでいる。」井上達夫（2003）「法の企て」東京大学出版会、269頁。
- 4 多田一路（2004）「地域自治会の公共性（試論）」『大分大学経済論集』55（5）147頁。
- 5 吉原直樹（2000.3）「地域住民組織における共同性と公共性」『社会学評論』
- 6 越智昇（1980）「町内会の分析視角」蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』有斐閣 349頁。
- 7 原科幸彦によると、1969年アメリカのアーンスタインは、参加を段階的に類型化するモデルを提示した。参加を政治的な問題として捉えると、それは市民の権力となりえるが、その権力を得るには時間がかかる。当時のアメリカは現代の日本と同様に、形式的な参加が多く、議論が意思決定につながるものが少なかったのである。アーンスタインは8段階のモデルを提示したが、それに対応させる形で、原科は市民参加を①情報提供、②意見聴取、③形だけの応答、④意味ある応答、⑤パートナーシップの5段階モデルを作成し、レベル④（意味ある応答）以上を市民参加であるとしている。原科幸彦 編著（2005）「市民参加と合意形成」学芸出版社 32頁。
- 8 間宮陽介（1998）「公共空間論序論」『神奈川大学評論』29、184-90頁。

- 9 ハーバーマス、J (2005)「討議倫理」法政大学出版局、241 頁。
- 10 ハーバーマス、J (1986)「コミュニケーション的行為の理論」(下) 岩倉正博、藤沢賢一郎他訳、未来社、46 頁。
- 11 ハーバーマスは、フッサールやシュッツの現象学の伝統に依拠する知識社会学でいう文化的知に狭隘化された生活世界概念、デュルケムに由来する伝統で社会的統合の局面に縮小され、パーソンズが用いる生活世界概念、そして、ミードに由来する個人の社会化という局面に縮小された生活世界概念を、それぞれ一面的な理解であり、狭隘化された生活世界概念であると批判している (ハーバーマス 1986 : 46-47 頁)。
- 12 文化とは知のストックのことであり、コミュニケーションの参加者たちは、世界におけるあるものについて了解しあうさいに、この知のストックから解釈を手に入れる。社会とは正統的な秩序のことであり、コミュニケーション参加者たちは、この秩序によって社会的集団の帰属を規制し、よって連帯を確実にする。人格とは主体が話したり行為したりできるようにし、したがって了解する過程に参加し、また自己の同一性を主張することができるようにさせている能力のことであり (ハーバーマス 1986 : 44 頁)。
- 13 ハーバーマス、前掲書、83 頁。
- 14 ハーバーマスがいうコミュニケーションの合理性は、社会的世界、客観的世界、主観的世界の3つの世界において、それぞれの世界に対応する正当性、真理性、誠実性という妥当性要求を掲げている。
- 15 ハーバーマス (2005) 109-110 頁。
- 16 井上によれば、現代の平等論を論じる際に「何か平等にされるべきなのか」という問いに答えないで「どこまでそれを平等にすべきなのか」に答えることはできないのであるから、平等性の主題問題を「何の平等性か」という形の発問が呈示されるという。これとの類比において、何が私的なものと区別される公共性であるかということ、「何が公共性か」を「何の公共性か」という発問で提起できるという。井上達夫編 (2006)「公共性の法哲学」ナカニシヤ出版、4 頁。
- 17 井上達夫 (2005)「正義と公共性」、加藤信明編『共生と平和への道一報復の正義から赦しの正義へ』春秋社、28 頁。
- 18 井上達夫 (2006) 22 頁。
- 19 井上 (2005) 29 頁。
- 20 井上 (2006) 25 頁。
- 21 北田暁大 (2003)「責任と正義」勁草書房。
- 22 同書、159 頁。
- 23 同書、163-164 頁。
- 24 同書、168 頁。
- 25 アンケート結果を本稿で分析の対象とするが、アンケート結果については会員に公開していること、さらに、ヒルズ町内会では、請求があれば個人のプライバシーに関わる情報以外は公開を原則としている。
- 26 北田は2つの責任論、弱い責任論(行為責任)と強い責任論(行為の結果に対する責任)を展開している。
- 27 北田は「声なき声」を犯罪被害者やホロコーストなどを例に説明しているが、筆者は、「声なき声」つまり、発言を抑圧する環境は日常的に潜在していると考え。なぜなら、住民説明会などで、ヘゲモニーを握る集団に属していない少数派の他者は、すでに少数派に属しているという認識が少数派の他者を抑圧する装置となるのではないだろうか考えるからだ。